「協働のガイドライン」(改定素案)に対する市民活動推進委員会での意見と市の考え方

1. 第6回市民活動推進委員会での主な意見と市の考え方

No.	主なご意見等	市の考え方
1	職員向けの手引きなので、行政のメリット (コスト削減 や事業内容の向上など) についてもしっかりと記載すべき ではないか。	本文中に「効率的かつ低コストで」(3ページ)、「新たに協働を実施する際には、事前の合意形成や事後評価に時間を要する事がありますが、長期的な視点では事業の効率化や省力化につながりますので、丁寧に検討してください。」(9ページ)、「市民目線でのサービス提供など事業内容の向上が見られたか。」(10ページ)を追記します。
2	対等な立場で協働を進めて行くのが大前提である。しかし、行政からの支援が協働を促進する面があるとともに、「対等」という言葉を強調しすぎると市民活動団体等がプレッシャーを感じてしまうこともあるのではないか。	ガイドラインでは、対等な立場で協働を進めて行くこととして記載したいと考えていますが、ご意見を踏まえた「対等」の使い分けについては、研修や相談等の内容に応じて 個別に説明を加えます。

参考 これまでにいただいた協働の進め方などに関する意見

- (1) 協働の推進にあたっては、相互理解や役割分担が重要です。市民活動団体や職員が協働についての共通認識を持った上で相互理解が進むよう働きかけて ください。
- (2)「協働のガイドライン」を活用して、職員に協働のメリットや効果をしっかりと伝えてください。また、協働には事業の成果だけでなく、信頼関係の構築や経験値の向上などの副次的な効果があることもメリットのひとつとして捉えてください。
- (3)多面的な協働の推進に伴う場所やノウハウの提供により、市民活動がより一層発展するための仕組みづくりを検討してください。
- (4)協働の目的が「市民が公益サービスを担うこと」であれば、後援や補助から事業化へステップアップする仕組みづくりを検討してください。特にげんき基金補助事業には、市民ニーズの把握や市民活動団体の実績づくり、市民活動団体と市との関係づくりなど、協働につながる要素がありますので、げんき基金補助事業から協働へとつながる仕組みづくりを検討してください。
- (5)協働についての職員研修は、対象職員の在籍年数や職責を踏まえて内容を検討してください。
- (6)協働のパートナーとなる新しい市民活動団体や活動領域の発掘が必要ではないか。